

平成 26 年度 I C T 地域マネージャー派遣事業 公募要領

1 I C T 地域マネージャー派遣事業の趣旨・目的

総務省では、平成 19 年度から地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者を「地域情報化アドバイザー」として委嘱し、派遣要請のあった地方公共団体等へ派遣する事業を実施して、地域活性化の取組を支援しているところである。この「地域情報化アドバイザー」派遣事業は、講演や助言のための短期の派遣であるのに対し、より中長期にわたって地域に赴き、地域における実際の取組を支援するため、平成 24 年度から新たに「I C T 地域マネージャー」派遣制度を設けたところである。

「I C T 地域マネージャー」派遣制度は、情報通信技術（以下、「I C T」という。）を活用した取組を検討する地方公共団体等に対し、I C T の知見、ノウハウ等を有する I C T 地域マネージャー（以下、「マネージャー」という。）を派遣し、地域における I C T 利活用に関する助言、提言、情報提供等を行うことにより、地域における I C T 利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域において I C T を活用した取組の中核を担える人材を育成することを目的とする。

本公募要領は、「I C T 地域マネージャー派遣事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）第 3 条第 2 項に規定する地方公共団体等からの申請に対して総務省が必要と判断して派遣する場合（以下、「公募選定」という。）の取扱いについて、実施要綱第 3 条第 3 項に基づき定めるものであり、公募選定にあたっては、実施要綱及び本公募要領に従って実施することとする。

2 公募の概要

公募期間	平成 26 年 4 月 1 日（火）～同年 4 月 25 日（金） 15：00 必着 （郵送の場合は、同日付け必着）
公募対象	次のいずれかの団体からの公募を行う。 ①地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む） ②地方公共団体と共同で事業の運営等を行う地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条に基づく認証を受けた特定非営利活動法人

	(以下、①及び②を併せて、「地方公共団体等」という。)
対象事業	派遣対象事業は、地方公共団体等が実施するI C Tを活用した事業で、マネージャーを派遣し、課題整理、アドバイス・助言、情報提供等を行う必要のある事業を対象とする。
経費負担	総務省はマネージャーの派遣に係る謝金及び旅費を負担する。 なお、謝金については、原則、1地域100万円を上限とする。
派遣期間	派遣決定の日から平成27年2月末まで
公募方法	マネージャーの派遣を希望する地方公共団体等は、実施要綱の様式第1号の「申請書」に参考となる資料を添付して、公募期間内に、別紙3の所管する各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ郵送又は持参にて、正本(1部)、副本(1部)の合計2部を提出すること。また、併せて電子データを、電子メールにより、又はC D - R等の電子媒体を郵送若しくは持参により提出すること。 なお、申請書類(電子媒体含む)の返却は行わない。
申請要件	実施要綱第2条の事業目的及び第3条の事業内容に合致した申請であること。
審査基準	審査にあたっては、以下の各項目により評価し、派遣先を決定する。 ①具体性 マネージャーの派遣を申請する目標、内容、スケジュール及びマネージャーに求める役割やマネージャーの派遣により解決を目指す課題が具体的な事業であるかどうか。 ②実現性 目的や目標、内容、スケジュールが実現可能な実施事業であるかどうか。 ③公共性 地方公共団体等が実施する地域の課題の解決に資する事業であり、他の地域の課題解決に派遣結果の活用が見込めるなど、国が派遣するにふさわしい事業であるかどうか。 ④継続性 マネージャー派遣終了後も、自立して継続的又は発展的に実施される事業であるかどうか。 ⑤人材育成 マネージャーの派遣により、申請団体におけるI C T人材の育成、ノウハウの蓄積、及びそれらの活用につながるかどうか。 ⑥実施体制 事業の実施体制について、地域の関係者(地域おこし協力隊等)との協働や庁内の関係部署が連携して支援、推進できる体制であるかどうか。

採択方法	①上記の審査基準に基づき総務省において申請内容について評価し、派遣先の内定を行う。 ②内定となった申請団体に対しては、派遣するマネージャーの調整など、実際の派遣にあたって必要な事項の連絡調整を行う。 ③内定とならなかった申請団体に対しては、その旨を総務省から伝達する。 ④派遣決定については、内定となった申請団体と派遣するマネージャーの調整を行い、調整が整い次第、実施要綱の様式第3号の派遣決定通知書により行う。
------	--

3 その他

- (1) マネージャーは、原則、地域情報化アドバイザー又は総務省 I C T利活用事業のプロジェクトマネージャー等の中から総務省が委嘱することを想定している。

※地域情報化アドバイザーについては、以下のホームページを参照のこと。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html

- (2) 審査に当たって、申請団体に対してヒアリング等の実施や追加資料の提出等を要請することがある。
- (3) 派遣先に内定した申請団体の申請内容については、必要に応じて派遣決定時まで総務省と内定した申請団体との間で調整の上、修正等を行うことがある。
- (4) 本事業の実施については、実施要綱及び本要領に定めるところによるほか、新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

- (5) 問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省情報流通行政局地域通信振興課

I C T地域マネージャー派遣事業担当

電話：03-5253-5758 FAX：03-5253-5759